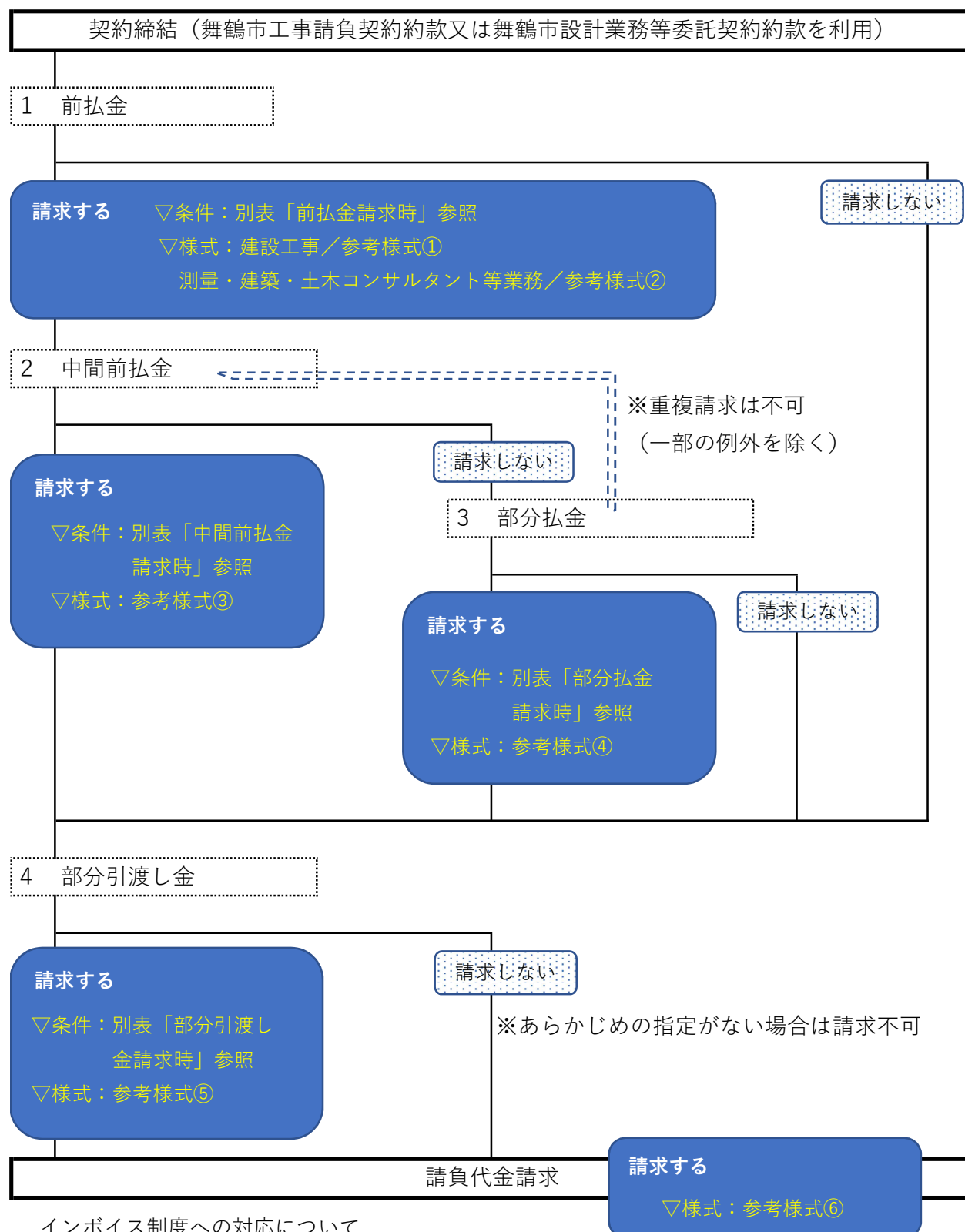


工事等請負代金の請求の流れ



インボイス制度への対応について

令和5年10月1日からインボイス制度が施工されることに伴い、上下水道事業及び特別会計などで仕入税額控除を行う工事（業務）を受注された場合、適格請求書による請求（適格請求書発行事業者でない場合を除く）にご協力ください。

仕入税額控除を行う工事（業務）かどうかは、発注担当課に確認願います。

別表

前 払 金 請 求 時	・ 当初請負代金額が200万円以上あること。 ・ 国土交通大臣の承認を受けた保証約款に基づく保証契約を締結していること。 ・ 契約書に前払金に関する条項があること。 ・ 請求額は下表の範囲内であること。 <table border="1"> <tr> <td>建設工事</td><td>請負代金額の10分の4以内</td></tr> <tr> <td>測量・建築・土木コンサルタント等業務</td><td>請負代金額の10分の3以内</td></tr> </table>	建設工事	請負代金額の10分の4以内	測量・建築・土木コンサルタント等業務	請負代金額の10分の3以内		
建設工事	請負代金額の10分の4以内						
測量・建築・土木コンサルタント等業務	請負代金額の10分の3以内						
中 間 前 払 金 請 求 時	・ 工事請負契約（舞鶴市工事請負契約約款に基づく工事）であること。 ・ 既に前払金を受けていること。 ・ 工期の2分の1を経過していること。 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ・ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当すること。 ・ 請求額は前払金との和が請負代金（債務負担行為が設定されている場合は当該年度の出来高予定額）の6割以内であること。 加えて請負代金に変更があった場合は、次の範囲内であること 増額変更の場合：増額後の請負代金×0.2 減額変更の場合：減額後の請負代金×0.6－受領済の前払金						
部 分 払 金 請 求 時	・ 工事請負契約（舞鶴市工事請負契約約款に基づく工事）であること。 ・ 契約内容の完成前にその対価の一部を支払う特約があること。 ・ 請求額は、出来形部分等に相応する請負代金相当額の10分の9から、これに相応する前払金（中間前払金を含む）を控除した額であること。 ・ 部分払の回数が舞鶴市公共工事請負代金の部分払に関する規程で定める範囲内であること。 <table border="1"> <tr> <td>請負代金額が500万円以上の工事</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>請負代金額が1,000万円を超える工事</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>請負代金額が3,000万円を超える工事</td><td>3回</td></tr> </table>	請負代金額が500万円以上の工事	1回	請負代金額が1,000万円を超える工事	2回	請負代金額が3,000万円を超える工事	3回
請負代金額が500万円以上の工事	1回						
請負代金額が1,000万円を超える工事	2回						
請負代金額が3,000万円を超える工事	3回						
部 分 請 求 引 渡 し	・ 設計図書において指定した部分であること。						